

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長岡京市は、京都市から15分、大阪市から30分というアクセスの良さ、緑豊かな自然環境などを理由に、全国的な人口減の中で、人口を維持している京都府下でも数少ない市である。人口約8万人のうち15歳から64歳の生産年齢が約4万9千人と人口の約6割を占める、生産年齢の人口が多い活力のある市である。また、本市は大都市近郊のベッドタウンでありつつ、上記のような地の利を生かし日本有数の製造業の本社、工場、事業所を有している。その関連企業として、製造業の中小企業が多く、製造業に従事する従業者数の割合は約50%となっている。また、企業数の割合が、卸売・小売業18.5%、不動産業12.4%、飲食サービス業12.0%、生活サービス業10.2%、建設業9.8%など多岐に渡る業種がバランスよく存在する。(RESAS)本市の平成28年の事業所数は2,601事業所であり、平成26年の2,682事業所と比較して減少している。(経済センサス活動調査)

全国的に人口減少が懸念される中、本市では人口8万人を維持させるため、第4次総合計画第2期基本計画を定め推進しており、その施策として「商工業・観光の振興」に取り組んでいる。商工業は、本市の発展を支え、都市活力の根幹を担うものであり、持続可能な都市経営の基盤として、企業にとっての立地の魅力を高めることが、雇用の創出にもつながることから、本計画の策定により、市内中小企業の先端設備の導入を促すことで、生産性の向上を図り、魅力あるまちづくりを進めていく。

(2) 目標

中小企業の経営基盤や競争力の強化を図り、地域経済活力の維持・強化につなげるため、計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を10件とし当該制度の活用推進を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

長岡京市内の中小企業者による幅広い取り組みを促す視点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

長岡京市内において幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促すため、本計画の対象区域は長岡京市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

長岡京市内の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、長岡京市内で事業活動を行うすべての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・ 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第3号に掲げる暴力団員等でないこと。
- ・ 市税を滞納していないことを証明する書類を添付すること。
- ・ 必要に応じて、市は導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施できる。先端設備等導入を実施しようとする中小事業者は当該調査に協力する。
- ・ その他、市長が適当ではないと認められる事業又は事業者でないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。